

介護保険料の段階及び保険料年額(令和元年度)

段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額
第1段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が市(区町村)民税非課税で、①老齢福祉年金を受給している方 または、②前年の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円以下の方	0.375	30,000円
第2段階	世帯全員が市(区町村)民税非課税で、前年の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円超かつ120万円以下の方	0.575	46,000円
第3段階	世帯全員が市(区町村)民税非課税で、前年の「課税年金収入額+合計所得金額」が120万円超の方	0.725	58,100円
第4段階	世帯に市(区町村)民税課税者がいるが、本人は市(区町村)民税非課税で、前年の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円以下の方	0.85	68,100円
第5段階	世帯に市(区町村)民税課税者がいるが、本人は市(区町村)民税非課税で、前年の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円超の方	1.00	80,100円
第6段階	本人が市(区町村)民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.10	88,100円
第7段階	本人が市(区町村)民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	104,100円
第8段階	本人が市(区町村)民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	120,200円
第9段階	本人が市(区町村)民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.70	136,200円
第10段階	本人が市(区町村)民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.90	152,200円
第11段階	本人が市(区町村)民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	2.10	168,300円
第12段階	本人が市(区町村)民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	2.30	184,300円
第13段階	本人が市(区町村)民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.50	200,300円

※平成30年度～令和2年度介護保険料基準額(年額)：80,145円 基準額(月額)：6,679円(年額÷12か月)

保険料年額は基準額(年額)80,145円×割合で算定しています(100円未満切捨て)。

※第1段階～第3段階については、公費により保険料の軽減を行っています。

※合計所得金額は、譲渡所得に係る特別控除額を控除した額となります。

第1段階～第5段階の合計所得金額は、年金収入に係る所得を控除した額となります。